

利 用 状 況

①小松市木場潟体育館（体操競技）

各種スポーツ大会

中体連各種大会

高体連各種大会

小松市ジュニア教室

小松市ジュニア体操クラブ

高校生部活動

②小松市木場潟テニスコート

各種スポーツ大会

高校部活動

中学校部活動

練習試合

個人利用（高齢者・一般）

清 掃 業 務

1 業務内容

業務は、毎日清掃業務、定期清掃業務、年次清掃業務及び付帯業務とし、その内容は次のとおりとし、場所や頻度については、別表2に示すとおりとする。

(1) 毎日清掃及び定期清掃業務

床の除塵，吸塵等の清掃を主とし，適宜，壁面，ドア，窓枠，手すり，便洗面器，備品等の清掃及びゴミ箱等の清掃処理を行う。

(2) 年次清掃業務

①窓ガラス拭き

全館の窓を対象とし、拭き掃除を行う。

②庇清掃業務

(3) 付帯業務

ゴミ等を指定した場所に搬出する。

2 業務要領

(1) 定期清掃業務

①床面については，その性状・場所に応じてモップ又は掃除機による除塵，吸塵を行う。

②壁面、ドア、窓枠、備品等については拭き掃除を行い、汚れの状況により洗剤等を使用する。

③便洗面所については、専用の掃除具を用いて行い、汚れの甚だしい部分については、洗面等を用いて除去する。

又、ツマリ等が生じた場合は即時除去を行う。

④便洗面所の衛生消耗品（トイレットペーパー，石鹼水等）の補充を行う。

(2) 年次清掃業務

窓ガラス拭きは、水拭きを行った後ウィンドスクイージー等で汚れを取り除く。又、汚れの甚だしいところは、ガラス用洗剤を塗布して行う。

(3) 付帯業務

ゴミ等の貯留状況を確認の上、適正に処分すること。

3 注意事項

- (1) 清掃作業員は、業務の実施に支障の無いように配置すること。
- (2) 清掃作業中は、館内の環境を損なわないよう留意すること。
- (3) 清掃は、清掃場所に応じた適切な時間帯に行うこと。
- (4) 清掃作業中は、衛生及び火気には十分注意すること。
- (5) 清掃用具は、トイレと一般とを区別すること。
- (6) 清掃作業員は、統一された（男女は別でもよい）清潔な作業衣を着用し、言葉遣いにも注意し、来館者等に不快感を与えないよう留意すること。

4 報告事項

清掃業務については、年間実施計画表を作成し、日誌等により作業を管理すること。

別表 1

建築物などの維持管理一覧表

業務名	内容	周期
浄化槽維持管理業務	浄化槽法及び浄化槽法施行規則に基づく検査 水質検査	年 4 回
消防設備保守点検業務 (機器点検) 6 月実施	消火器具 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備 避難器具設備 誘導灯及び誘導標識	年 1 回
消防設備保守点検業務 (総合点検) 12 月実施	消火器具 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備 避難器具設備 誘導灯及び誘導標識	年 1 回

※上記標準回数を基本に、状況に応じて適宜回数を増減すること。

※関係法令等に規定されているものについては、法令等で定める回数を実施すること。

別表 2

清 掃 基 準 表

清掃区域	面積 m ²	床の防塵清掃及び水洗浄 ゴミ拾い等軽清掃			床洗浄 W A X	ガラス 拭き
		毎日	週 1 回	適宜	年 1 回	年 1 回
体育館アリーナ	576.00			年 3 回		
体育館便所	17.48	○				○
体育館男女ロッカー 室	30.52			○		

※適宜とは使用の前後及び状況により行う、なお、常に清潔に保つこと。